

鳥取県ゆかりの若者を応援

とっとり
Tottori Okayama
新橋館
おかやま

で集まろう！

交流会・同窓会などの実施で

一人あたり

5,000円が
もらえる！

18～39歳向け



首都圏の鳥取県ゆかりの若者5名以上のグループでの
「とっとり・おかやま新橋館」の利用で

1グループ
あたり最大 **10万円** を支給します

申請については



鳥取県公式ウェブサイト

 鳥取県 東京本部

 **03-5212-9077**
平日 9:00-17:00

 tokyo@pref.tottori.lg.jp

 <https://www.pref.tottori.lg.jp/321378.htm>

鳥取県若者交流会等開催支援奨励金

若者交流会等 開催支援奨励金 申請の流れ

ご活用前の
事前相談
をおすすめします



「参加者が要件に該当し得るか」「申請書類の書き方について」などお気軽にお問合せください。

STEP1 申請書類の確認

申請に必要な書類をあらかじめ確認しておきましょう。
なお、様式は県の公式サイトからダウンロードできます。

提出が必要な申請書類

- ・支給申請書（様式第1号）
- ・本人確認書類 ※代表者のみ
- ・アンテナショップの利用実績がわかる書類
- ・交流会当日の集合写真 ※参加人数が確認できるもの

様式のダウンロードはこちらから！



STEP2 交流会の実施

とっとり・おかやま新橋館の予約を行った上で、交流会の企画・準備、実施をしていただきます。

とっとり・おかやま新橋館のご予約

- **ももてなし家（レストラン）の利用の場合**
右のQRコードを読み込み、または「ももてなし家 TableCheck」で検索してください。
- **イベントスペース利用のみの場合**
鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局
電話：03-3571-0092（10:00～18:00）



STEP3 申請書類の提出

持参・郵送



電子申請



or

申請書類をまとめて、紙（持参か郵送）又は電子申請にて申請を行います。

STEP4 申請内容の審査



提出された申請書類について、不備等がないか県が確認を行い、支給の可否を決定します。

STEP5



支給決定・支払

支給対象グループの要件

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」を活用して交流会等を行う、以下全てに該当するグループ

- 1 **首都圏に居住する鳥取県ゆかりの若者^(※)5名以上が含まれる**
(ただし、グループの2/3以上が同一年度内に本奨励金の支給を受けている者でないこと)
(※)本奨励金で「鳥取県ゆかりの若者」とは、鳥取県内市町村にて満2年以上の居住経験のある方、または二親等以内の親族が県内に居住している方で、申請を行う年度の年度末時点の年齢が満19歳以上満40歳未満の方を指します。
- 2 **グループに属する鳥取県ゆかりの若者全員が県および関係機関が運営するメンバーシップ制度への登録を行っている**

対象となるメンバーシップ制度



登録はこちらから！

「とりふる」は鳥取の就活に役立つ情報や地元的生活情報が満載（FULL）のポータルサービス！鳥取へのUターン・移住にも役立ちます。この度「LINEとりふる」へリニューアルし更に使い易くなりました！

支給額



鳥取県ゆかりの若者
1人あたり **5,000 円**

(1グループ最大 **10 万円**)

こんなことにも使えます！



鳥取県ゆかりのゲストを
招いた勉強会の実施



恩師を招いて行う
同窓会の開催

鳥取県 東京本部

☎ **03-5212-9077**

平日 9:00-17:00

✉ tokyo@pref.tottori.lg.jp



詳しくは右のQRコード、もしくは「鳥取県_若者交流会等開催支援奨励金」で検索！

